

## 提案基準 26

### 「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為の取扱い」（案） の策定にかかるパブリックコメント 募集要領

都市計画法第34条第14号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ホのやむを得ない開発行為及び建築行為等については、その目的、規模、位置等を検討し、周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当であるものについては、開発審査会の議を経て許可することができます。また、開発審査会に付議するもののうち、典型的なものとして「提案基準」を定めています。

都市計画マスターplanでは、駒ヶ谷駅周辺および中小企業団地周辺地区について、産業の振興を図る必要がある地域として位置付けています。しかし、当該区域は市街化調整区域であることから、工場等の立地に関する具体的な判断基準が明確でなく、マスターplanに示された産業立地の方針を十分に反映できていない状況がありました。このため、上位計画との整合を図りつつ、計画的な産業立地を誘導するための基準を新たに定める必要があると判断しました。よって、羽曳野市では提案基準26「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為の取扱い」の策定に向けた取り組みを進めており、このたびその案について皆さまからの意見を募集します。

1. 募集資料	提案基準 26 「産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発」（案）
2. 募集期間	令和8年1月23日（金曜日）～令和8年2月18日（水曜日）
3. 募集対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・羽曳野市内在住、在勤、在学されている方</li><li>・羽曳野市内の事業者、法人、その他の団体</li><li>・羽曳野市の市税の納税義務を有する方</li><li>・この案件に利害関係を有する方</li></ul>
4. 資料閲覧	<ul style="list-style-type: none"><li>・情報公開コーナー（市役所本館1F）</li><li>・都市開発部建築指導課窓口（市役所本館2F）</li><li>・市ウェブサイト</li></ul>
5. 提出方法	<p>氏名・住所・年齢・電話番号（団体の場合は、その名称及び所在地）を明記の上、郵送・持参・ファックスまたはメールによりご提出ください。</p> <p>※提出者の個人情報については公表いたしませんが、匿名でのご意見の提出は受付できません。</p> <p>※電話及び口頭での意見募集は行っておりません。</p>
6. 意見の取扱い	<p>取りまとめの上、ご意見と市の考え方を市ウェブサイトにて公開します。</p> <p>※ご意見に対する個別の回答は行いません。</p> <p>※氏名・住所・電話番号等の個人情報を公表することは一切ありません。</p>

7. 問い合わせ先  
提出先

〒583-8585 羽曳野市誉田4－1－1  
羽曳野市役所 都市開発部建築指導課 開発指導担当  
TEL:072-958-1111(内線 2512～2514)  
FAX:072-958-8067  
MAIL: kenchikushidou@city.habikino.lg.jp